

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

今日の社会福祉を取り巻く環境は、超高齢・少子社会の進展に加え、家族や地域の形が大きく変容し、自助・互助などの地域コミュニティ機能が低下することで、人々の生きづらさや不安が増大しつつあります。また、認知症高齢者の増加に伴うセルフネグレクト、独居高齢者等の詐欺被害、虐待やDV、ニート・ひきこもり・不登校、依存症、多問題家族、災害への備えなど制度の外側に様々な生活困難課題が溢れ、深刻化しています。

葛城市社会福祉協議会では、「福祉のまちづくり」を念頭において、さまざまに変化し、高度化する市民のニーズを敏感に受け止め、孤立させず、地域が一体となって問題解決をめざせるように、地域福祉を推進する中核的な担い手として、積極的に取り組みます。

また、介護保険サービス事業所、障害者福祉サービス事業所として、各種在宅福祉サービスを提供するにあたっては、利用される個々の方々が、もてる能力を発揮され、いつまでも尊厳をもって幸せに生きていくことができるよう、個別ニーズにあったケアを積み重ね、満足度の向上に努めてまいります。

2. 事業計画

■地域福祉事業拠点

(1) 組織の強化

- ①組織の基盤をさらに固めるため、自主財源の確保及び会員の加入促進に努める。
- ②在宅福祉サービスの拡充やニーズの掘り起こしを行う。
- ③社会福祉協議会の本来の使命である住民の主体形成について、従来から実施している地域福祉サービス及び補助事業などを通じて推進する。

(2) 職員体制の整備

- ①各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。
 - ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成
 - ◇事業部門ごとに責任を持った予算・実績管理を行う体制の確立
 - ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底
 - ◇職員として、常にコンプライアンス意識の周知徹底を図る

(3) 各種事業の推進

- ①社協自主事業の実施
 - ◇法人運営事業
 - ◇福祉活動事業
- ②受託事業の実施
 - ◇福祉総合ステーション管理運営事業
 - ◇生活支援体制整備事業
 - ◇いきいきヘルスの集い事業
 - ◇ひとり暮らし高齢者配食サービス事業
 - ◇水中運動教室事業
 - ◇意思疎通支援事業
 - ◇生活福祉資金貸付事業
- ③基金及び積立金の運営
 - ◇福祉基金運営事業
 - ◇退職基金運営事業

(4) 指定管理事業の実施

①福祉総合ステーションの運営

利用者の健康・福祉の増進をはじめ、相互交流・世代間交流として拠点づくり、居場所づくりを推進するとともに、安全安心な環境のなかで利用者の利便性や満足度を高めるよう、サービスの向上に努めてまいります。

(5) ボランティアセンターの充実

①ボランティア講座等を開催し、ボランティア活動の存在意義や必要性などを共に学び、ボランティア活動の啓発と増強、参加の拡大を図る。

②既登録者の研鑽と活動推進に努めるとともに、各種ボランティア情報の提供を行う。

③地域共生社会の実現に向けて、当事者の方やボランティアとともに、市内小中学校や地域に福祉教育の推進に努める

(6) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時において、復興に向けたボランティア派遣など重要な役割を担う災害ボランティアセンターを、必要に応じて迅速に設置・運営するため、平時から協働型災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、多機関が連携・協働できるネットワークの構築と、情報発信、普及啓発、人材育成などの取り組みを通じ体制を整える。

(7) 地域福祉活動の推進

①住民相互の顔の見える関係、つながりを広げ、支え合い助け合いのまちづくりを目指す。

②地域での交流の拠点となる公民館等を中心に、ふれあい・いきいきサロンの普及を図る。

③複合化、多様化する個別課題・地域課題への総合的な相談体制を整えるとともに、積極的なアウトリーチを通じ、迅速な課題解決につなげる。

④公的サービス等では解決できない「制度の狭間」の問題に対し、住民主体の支え合い活動の創出に向けた伴走的支援を行う。

⑤誰もが住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち、尊厳を維持しながら、自分らしい生活を送ることができるよう、社会参加にむけた支援を行う。

(8) 相談支援体制の充実

生活を送る上での困りごとに対する身近な相談窓口として、行政、民生児童委員協議会並びに各種専門機関との連携を密に、相談支援体制の充実を図る。

① 各種相談受付

② 心配ごと相談所の開設

③ 生活福祉資金の貸付

④ 日常生活自立支援事業の実施

⑤ 成年後見制度の啓発、相談受付

⑥ 法人後見事業の実施

■福祉サービス事業拠点

(1) 組織の強化

①介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）の認可事業所としての安定経営に努める。

(2) 職員体制の整備

①各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。

◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成

◇積極的な情報交換が行える体制の確立

◇事業部門ごとに責任を持った予算・実績管理を行う体制の確立

◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底

◇職員として、常にコンプライアンス意識の周知徹底を図る

(3) 各種事業の推進

- ①介護保険事業の実施
 - ◇居宅介護支援事業
 - ◇訪問介護及び第一号訪問事業
 - ◇地域密着型通所介護及び第一号通所事業
- ②相談支援事業の推進③障害者総合支援事業の推進
 - ◇居宅介護等事業
 - ◇生活介護事業
- ④児童福祉事業の推進
 - ◇放課後等デイサービス事業
- ⑤基金及び積立金の運営
 - ◇介護事業所特定預金積立金運営事業

(4) 介護保険制度での事業者としての取り組み

介護保険の事業者として、これまで培ってきた「社協らしさ」や「地域福祉のノウハウ」を活かし、地域住民のための介護保険サービスを推進する。

- ①居宅介護支援事業者としての事業推進
 - 居宅サービス計画の作成のほか、要介護認定の訪問調査の受託など、介護保険制度の下で在宅の要介護者を支える中核的な機関としてサービスの充実に努める。
- ②要支援者の介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターより受託し、利用者の自立に向けた目標指向型プランの作成に努める。
- ③訪問介護及び第一号訪問事業の推進
 - 「居宅サービス事業者」として、住民のニーズに即応できるホームヘルプサービスの充実に努める。
 - ◇保健・医療・福祉関係者との連携を図り、サービスの向上を図る
 - ◇ケアプランに基づいたホームヘルパーの派遣
 - ◇登録ホームヘルパーの確保及び充実に努める
- ④地域密着型通所介護及び第一号通所事業の推進
 - 「居宅サービス事業者」として地域密着型通所介護及び第一号通所事業を実施し、事業の充実に努める。
 - ◇保健・医療・福祉関係者との連携を図り、サービスの向上を図る
 - ◇個々の能力に応じた運動とレクリエーション、食事及び入浴提供

(5) 障害者（児）に対する事業者としての取り組み

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律における取り組み
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、地域社会における共生の実現に向けて日常生活及び社会生活を総合的に支援する。
- ②児童福祉法における取り組み
 - 児童福祉法に基づき、学齢期における障害児の支援の充実に努める。
- ③相談支援事業の推進
 - 障害者（児）等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。
 - 障害者（児）のサービス等利用計画の作成や市役所、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健・医療・福祉関係者との連携を図る。

(6) 居宅介護等事業の推進

- ①移動支援事業の推進
 - 障害者の外出支援のための事業を推進する。
- ②居宅介護事業
 - 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

③重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

④同行援護事業

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。

⑤行動援護事業

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

(7) 生活介護事業の推進

①生活介護事業

利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

②日中一時支援事業の推進

日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がいのある人の日中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を実施する。

(8) 放課後等デイサービス事業の推進

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

令和6年度 予算

収支予算総額 4億6,628万2千円

地域福祉推進拠点【収支予算額 2億5,453万6千円】

収入予算額

会費収入	120万円	その他収入	258万5千円
寄附金収入	200万円	拠点区分間繰入金収入	777万5千円
経常経費補助金収入	2,743万4千円	サービス区分間繰入金収入	3,428万3千円
受託金収入	1億1,143万7千円	基金積立資産取崩収入	3,000万円
事業収入	3,776万1千円		
受取利息配当金収入	6万1千円		

支出予算額

◆法人運営事業	2,915万8千円
◆福祉活動事業	3,125万3千円
◆福祉総合ステーション管理運営事業	1億3,624万2千円
◆ひとり暮らし高齢者配食サービス事業	126万3千円
◆生活支援体制整備事業	862万7千円
◆いきいきヘルスの集い事業	361万7千円
◆誰でもできる水中運動教室事業	72万6千円
◆意思疎通支援事業	141万5千円
◆生活福祉資金貸付事業	78万9千円
◆退職基金運営事業	938万6千円
◆福祉基金運営事業	3,206万円

福祉サービス事業所拠点【収支予算額 2億1,174万6千円】

収入予算額

事業収入	7万6千円	その他収入	6万5千円
介護保険事業収入	1億434万6千円	サービス区分間繰入金収入	984万4千円
就労支援事業収入	82万7千円	基金積立資産取崩収入	901万4千円
障害福祉サービス等事業収入	8,754万4千円	受取利息配当金収入	3万円

支出予算額

◆居宅介護支援事業	3,634万5千円
◆訪問介護事業	3,384万3千円
◆通所介護事業	4,280万4千円
◆相談支援事業	996万9千円
◆居宅介護等事業	1,023万円
◆生活介護事業	3,877万3千円
◆放課後等デイサービス事業	3,073万8千円
◆介護事業所特定預金積立金運営事業	904万4千円